

株価指数証拠金取引口座設定約諾書 新旧対照表 (赤文字の箇所は変更箇所を示す)

現行	変更後
<p>(省略)</p> <p>(株価指数証拠金取引口座による処理)</p> <p>第 1 条</p> <p>私が今後貴社に対して行う取引所株価指数証拠金取引の委託において、株価指数取引証拠金(発注証拠金を含む。以下同じ。)、取引所株価指数証拠金取引について転売又は買戻しを行った場合の損益その他授受する金銭はこの株価指数証拠金取引口座で処理すること。</p> <p>(省略)</p> <p>(平成 25 年 3 月 11 日、平成 29 年 1 月 28 日、平成 30 年 4 月 1 日 変更)</p>	<p>(現行通り)</p> <p>(株価指数証拠金取引口座による処理)</p> <p>第 1 条</p> <p>私が今後貴社に対して行う取引所株価指数証拠金取引の委託において、株価指数取引証拠金(発注証拠金を含む。以下同じ。)、取引所株価指数証拠金取引について転売若しくは買戻し又はリセットを行った場合の損益その他授受する金銭はこの株価指数証拠金取引口座で処理すること。</p> <p>(現行通り)</p> <p>(2013 年 3 月 11 日、2017 年 1 月 28 日、2018 年 4 月 1 日、2020 年 9 月 12 日 変更)</p>

以上